
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **金融商品の分類及び測定の見直しの着手及び基準開発の進め方**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、金融商品の分類及び測定の見直しの着手及び基準開発の進め方に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 当委員会は、我が国の金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を幅広く把握する目的で、2018 年 8 月 30 日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表し、2018 年 11 月 30 日まで広く一般から意見を募集した。
3. 意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえた審議の結果、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、金融商品の分類及び測定に先行して、金融資産の減損の基準開発（以下「減損プロジェクト」という。）に着手することが了承され、2025 年 10 月 29 日に企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下「減損に関する公開草案」という。）を公表した。
4. 金融商品の分類及び測定に関して、減損に関する公開草案では予想信用損失モデルの適用範囲に合わせて限定的な範囲での改正を提案し、当該公開草案の範囲に含めていない領域については当該公開草案の公表後に見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定であるとしていた。
5. 第 568 回企業会計基準委員会等¹では、金融商品の分類及び測定の見直しの着手に関する方向性についての議論を行うための前段階として、金融商品会計基準等²及び国際的な会計基準における金融資産の分類及び測定に関する取扱いについてご

¹ 第 568 回企業会計基準委員会（2026 年 1 月 20 日開催）及び第 248 回金融商品専門委員会（2026 年 1 月 15 日開催）を合わせて「第 568 回企業会計基準委員会等」という。

² 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

説明し、ご意見を伺った。この際、今後の検討を進めるにあたり金融商品の分類及び測定の見直しに着手する目的や必要性を明確にすることがよいなどの意見が聞かれた。

6. 前項の意見を踏まえ、本資料では金融商品の分類及び測定の見直しに着手する必要性を確認した上で、金融商品の分類及び測定の見直しの着手及び基準開発の進め方に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 金融商品の分類及び測定の見直しに着手する必要性についての分析

7. 金融商品の分類及び測定の見直しに着手する必要性については、次の 2 つの観点から検討することが考えられる。

- (1) 中期運営方針との関係
- (2) 減損プロジェクトとの関係

(中期運営方針との関係)

8. 2025 年 12 月に公表した当委員会の中期運営方針では、指定国際会計基準を用いて連結財務諸表を作成している上場会社等が増加していること、2022 年 4 月に東京証券取引所により市場区分の見直しが行われプライム市場は「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」とされている状況を踏まえ、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るべく基準開発を継続することとしている。さらに、国際的に整合性のあるものとするための具体的な取組みの一つとして、金融商品を挙げている。
9. 金融危機以降、金融商品に関する会計基準について国際的な会計基準で大幅な見直しが行われた領域としては、分類及び測定、減損、ヘッジ会計の 3 領域があるが、これまで意見募集文書に寄せられた意見を踏まえて、減損について優先的に対応を進めてきた。ここで、前項に記載した中期運営方針に基づいて日本基準を国際的な会計基準と整合性のあるものとするためには、減損のみならず、分類及び測定についても対応を検討する必要があると考えられる。

(減損プロジェクトとの関係)

10. 減損プロジェクトでは、予想信用損失モデルに基づく減損と不可分の関係にある領域について検討を行った。しかしながら、その他有価証券に分類される債券などの

別紙に記載した一部の領域については、大幅な見直しとなる可能性があることから、減損の観点からではなく分類及び測定の見直しから慎重な議論を行うべきと考えられたため、減損に関する公開草案の公表後に議論を行うこととした。この結果、当該公開草案では、金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しのみを行うこととしたため、IFRS 会計基準と比べて予想信用損失モデルの適用範囲が限定的となっていると考えられる。

11. このため、減損に関する公開草案で範囲外とした一部の領域について分類及び測定の見直しを行った上で、予想信用損失モデルの適用範囲を再検討することによって、初めて減損プロジェクトが完結したことになると考えられる。
12. この点に関連して、減損に関する公開草案に対して、次のコメントが寄せられている。
 - (1) 減損に関する公開草案では満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債以外の金融商品については予想信用損失を算定する範囲の対象外となっている。当該公開草案で予想信用損失の算定の対象外となっている金融商品の中には、将来の分類及び測定の見直しの議論の結果、予想信用損失の算定の対象となるものもあると考えられる。このような取扱いの違いにより、当該公開草案の下では、同一銘柄であっても、予想信用損失の算定の対象である金融商品と、分類及び測定の見直しの議論の結果、将来的に予想信用損失の算定の対象になる可能性のある金融商品が混在することとなり、企業が実務対応の準備を進める上で不確実性が生じているほか、投資判断の制約となるおそれもある。特に信用リスクの低い債券の場合は、適用する減損基準の変更による影響は大きい。そのため、分類及び測定の見直しに係る検討のうち、予想信用損失の対象範囲に影響を及ぼす部分については、本草案の公表後、優先的にその方向性について議論を行うことを要望する。
 - (2) 分類及び測定に関しては、減損の計測対象に影響する項目（具体的には純損益を通じて公正価値（以下「FVPL」という。）で測定するものに分類される貸出金等）を優先的に検討すべきである。
 - (3) 予想信用損失を算定する範囲については、IFRS 会計基準との差異が依然残っているものの、提案には同意する。但し、国際基準との比較可能性の観点からも金融資産の分類と測定に係る基準開発は速やかにご対応頂きたい。
 - (4) その他有価証券に分類される債券についても、予想信用損失モデルを原則的に適用すべきである。

13. 本資料第 10 項及び第 11 項の分析並びに前項の減損に関する公開草案に寄せられたコメントを踏まえると、金融商品の分類及び測定の見直しに着手した上で、減損プロジェクトである予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先的に検討を進めることが考えられる。

(小括)

14. 上述の検討を踏まえ、中期運営方針における日本基準を国際的に整合性があるものとする方針の観点及び減損プロジェクトを完結させる観点から、金融商品の分類及び測定の見直しに着手する必要があると考えられる。

IV. 基準開発の進め方についての分析**(第 568 回企業会計基準委員会等において聞かれた意見)**

15. 金融商品の分類及び測定の見直しの着手に関する方向性についての議論を行うための前段階としての議論を行った第 568 回企業会計基準委員会等では、金融資産の分類及び測定に関する金融商品会計基準等（減損に関する公開草案の提案を含む。以下同じ。）と国際的な会計基準（IFRS 会計基準及び米国会計基準）との主要な類似点及び相違点として、次の項目をお示しした。

- (1) 金融商品会計基準等及び米国会計基準においては、金融資産ごとに、金融資産の法的形式やその保有目的等に基づいて会計処理が定められている。他方、IFRS 会計基準においては、すべての金融資産について SPPI 要件と事業モデルに基づく単一の分類アプローチを適用し、金融資産の会計処理を判定することとなる。
- (2) 金融商品会計基準等及び米国会計基準においては、有価証券の保有目的の変更に関して、いわゆるティンティン・ルール³が定められている。他方、IFRS 会計基準では、同様のティンティン・ルールは存在しない。
- (3) IFRS 会計基準及び米国会計基準では、売却目的保有以外の債権及び債券につい

³ ティンティン・ルールとは、満期保有目的の債券（米国会計基準では満期保有証券）に分類された債券の売却等が基準で定められた理由以外で行われた場合に、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券を売買目的有価証券又はその他有価証券（米国会計基準では売却可能証券）に振り替えることを要求する罰則的な定めを指す。また、金融商品会計基準等では、当該売却等を行った事業年度を含む 2 事業年度の間、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないとされている。

ては、原則として予想信用損失に基づいて信用損失引当金を計上する点は共通しているものの、金融商品会計基準等ではその他有価証券に分類される債券が予想信用損失に基づく減損の対象外とされている。この点、IFRS 会計基準では、SPPI 要件と事業モデルに基づいて、償却原価で測定するもの及びその他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定するものに分類された金融資産は、予想信用損失モデルにより信用損失引当金を計上することとされている。

- (4) トレーディング目的で保有する金銭債権等に関して、金融商品会計基準等では「流動性が高く、時価の算定が容易なもの」に限り、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理することとしている。他方、IFRS 会計基準と米国会計基準では「流動性が高く、時価の算定が容易なもの」に限定する定めは設けられていない。なお、米国会計基準では、償却原価と公正価値の低い方で測定することとされている。

- (5) 上場株式や投資信託に関して、金融商品会計基準等では売買目的以外の目的で保有する場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は純資産の部に計上されることが多いと考えられる。また、時価が著しく下落した場合における減損に関する定めがあり、売却時にはリサイクリング⁴される。

他方、IFRS 会計基準と米国会計基準では、一般的に FVPL で測定するものに分類されることとなると考えられる。IFRS 会計基準では、一定の要件を満たした場合には FVOCI オプション⁵を適用できるが、その場合、減損に関する定めはなく、売却時にリサイクリングはされない。

- (6) 非上場株式に関して、金融商品会計基準等では、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とすることとしている。他方、IFRS 会計基準と米国会計基準では、一般的に FVPL で測定するものに分類されることとなると考えられる。なお、米国会計基準では、減損控除後の取得原価で測定することが認められる場合が多いと考えられる。また、IFRS 会計基準における FVOCI オプションの適用については、上述(5)と同様である。

- (7) 組込デリバティブに関して、日本基準及び米国会計基準では一定の要件を満たした場合には組み込まれたデリバティブを組込対象である金融資産と区分す

⁴ 金融資産の売却時（認識の中止を行ったとき）にその他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えることをいう。

⁵ IFRS 第9号5.7.5項等で定められた公正価値の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択のことをいう。

ることとなる。他方、IFRS 会計基準では、主契約と組み込まれたデリバティブを区分せず、当該金融資産全体で分類を行うことが要求されている。

- (8) IFRS 会計基準及び米国会計基準では、公正価値オプション⁶に関する定めが設けられている点において共通しているが、IFRS 会計基準では公正価値オプションを適用するための要件が定められている。他方、金融商品会計基準等では公正価値オプションに関する定めは設けられていない。

16. 前項の ASBJ 事務局の分析に対して、第 568 回企業会計基準委員会等では、主に次の意見が聞かれた。

全般的なコメント

- (1) 本プロジェクトは、多くの企業に影響を与える分野であるため、慎重な検討が必要であると考ええる。
- (2) 金融商品の分類及び測定の見直しに着手するとした場合、IFRS 会計基準と米国会計基準のいずれを基準開発の基礎とするかについても検討していくことが必要であると考ええる。
- (3) 金融資産の分類及び測定を議論するにあたり、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における投資のリスクからの解放など、従来から我が国で重視されている考え方との整合性を考慮することが必要と考えられる。
- (4) 金融資産の分類に関して、IFRS 会計基準の原則に基づくアプローチ(すなわち、SPPI 要件及び事業モデルに基づくアプローチ)を採用するか、金融資産の種類に基づくアプローチを採用するかについては、他の多くの論点と密接に関連する重要な論点であると考えられることから、優先的に検討することが考えられる。

金融資産の種類に関するコメント

- (5) 金融資産の分類及び測定を見直すことにより予想信用損失モデルの対象又は対象外となる場合には、金融資産の減損に関するシステム開発に影響を生じさせることから、債権及び債券について優先的に検討し、その後に株式や投資信託等を検討することが考えられる。具体的には、トレーディング目的で保有する金銭債権等、組込デリバティブ及びこれらの解決策として公正価値オプショ

⁶ FVPL で測定するものとして取り扱う取消不能の指定のことをいう。

ンについて優先的に検討することが考えられる。

- (6) 株式に関して、金融商品会計基準等における取扱いがよいかどうかは財務諸表利用者の中でも意見が分かれる論点であり、慎重な検討が必要であると考ええる。
- (7) 負債と資本の区分が会計基準によって異なるため、仮に国際的な会計基準における金融資産の分類及び測定に関する定めをそのまま取り入れたとしても異なる結果になると考えられることから慎重な検討が必要であると考ええる。

その他のコメント

- (8) 本プロジェクトで開発される会計基準等の適用時期に関して、予想信用損失モデルの適用範囲に影響が生じることが考えられるため、金融資産の減損に関する会計基準等の強制適用時期についても考慮する必要があると考ええる。一方、金融資産の分類及び測定を見直すことにより予想信用損失モデルの対象範囲に影響するものについては、早期適用を可能にするということも考えられる。
 - (9) 保険会社においては、日本公認会計士協会が公表する業種別の基準を適用することで金融資産と保険負債の会計処理を統合的なものとしていることから、IFRS 第 17 号「保険契約」とのコンバージェンスについても配慮する必要があると考ええる。
17. 前項に記載した第 568 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、次項以降において基準開発の進め方に関する ASBJ 事務局の分析をお示しする。

(金融商品の種類別の優先度)

18. まず金融商品の種類別の優先度としては、次のとおり考えられる。
- (1) 本資料第 10 項及び第 11 項に記載したとおり、金融商品の分類及び測定について、減損に関する公開草案では予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しのみを提案している。ここで、本資料第 12 項に記載した減損に関する公開草案に寄せられたコメントや、本資料第 16 項(8)の減損に関する公開草案の強制適用日との関係及び早期適用のニーズに関する意見を踏まえると、減損プロジェクトである予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先的に検討を進めることが考えられる。
 - (2) 株式については、慎重な検討が必要であるとの意見が聞かれている。また、株式は、基本的に予想信用損失モデルの対象外となると考えられる。このため、株式については、ASBJ のリソースも勘案しつつ、本項(1)の対象となる金融資

産と分けて検討を行うことが考えられる。

19. 以上を踏まえると、まず予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ1として優先して基準開発を進めることが考えられる。その際、具体的には、減損に関する公開草案で分類及び測定の改正を提案していない領域（例：その他有価証券に分類される債券）について検討を行い、また、分類及び測定を見直した結果として予想信用損失モデルの対象範囲に影響を与える可能性がある領域（例：トレーディング目的で保有する金銭債権等、公正価値オプション）についても合わせて検討を行うことが考えられる。この検討においては、負債性金融商品と資本性金融商品の保有者に関する区分についても考慮する必要があると考えられる。さらに、これらの領域に関する検討が一巡した段階で公開草案を公表することが考えられる。
20. 一方、前項で対象とする領域以外の金融資産（例：株式）については、利害関係者に対する影響が大きいため、利害関係者の意見を聴取しつつ、十分な分析を行った上で慎重に対応することが考えられる。このため、これらの領域については、予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域に関する検討が一巡してから、フェーズ2として検討を開始することが考えられる。その際、利害関係者の意見を聴取するために、論点整理を公表することも考えられる。

(検討の進め方)

21. 金融資産の減損についてはIFRS会計基準のモデルを基礎としていることから、IFRS会計基準の分類及び測定に関する定めを導入した場合の影響に関する分析を進めつつ、必要に応じて米国会計基準の定めを参考に検討することが考えられる。その際、本資料第16項(4)の意見を踏まえ、まずIFRS会計基準の原則に基づくアプローチ（すなわち、SPPI要件及び事業モデルに基づくアプローチ）を採用するかについて、議論を行うことが考えられる。
22. また、金融資産の分類及び測定については、日本基準でこれまで重視してきた考え方や国際的に意見発信してきた内容（例：事業投資と金融投資の区分、リサイクリング、組込デリバティブの区分処理）と関連することが多いと考えられることから、これらの考え方等に照らして整理を行うことが考えられる。

(その他)

23. フェーズ1で対象とする金融資産に係る適用時期に関しては、本資料第16項(8)の意見のとおり、実務負担の観点から、減損に関する公開草案が最終化される時期との関係を慎重に検討することが考えられる。一方、早期適用のニーズもあり得るため、その点についても合わせて検討を行うことが考えられる。

24. また、本資料第 16 項(9)の意見に関して、保険会社においては保険契約から生じる負債が関連する資産と密接な関係にあると考えられる。この点、中期運営方針では、金融商品と保険契約に関する両会計基準の開発に関するロードマップを策定するとしており、この方針に従って進めることが考えられる。ロードマップの策定においては、金融資産と保険契約から生じる負債との対応関係を検討する必要があることから、金融商品と保険契約に関する両会計基準の開発について一定程度並行して進めることを含めて検討することが考えられる。

V. ASBJ 事務局からの提案

25. 上述の内容を踏まえた事務局提案は次のとおりである。
- (1) 中期運営方針における日本基準を国際的に整合性があるものとする方針の観点及び減損プロジェクトを完結させる観点から、金融商品の分類及び測定の見直しに着手する。
 - (2) 着手後、まず減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先して基準開発を進める。主な検討項目としては、次のものが考えられる。
 - ① 分類のアプローチ (SPPI 要件及び事業モデルに基づくアプローチを採用するかどうか、負債性金融商品と資本性金融商品との区分)
 - ② 実効金利法による償却原価で測定する金融資産⁷の範囲 (予想信用損失モデルを適用する金融資産の範囲)
 - ③ 組込デリバティブ
 - ④ 公正価値オプション
 - (3) 本項(2)以外の領域 (例: 株式) については、予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域に関する検討が一巡してから、フェーズ 2 として検討を開始する。その際には、利害関係者の意見を聴取しつつ、十分な分析を行った上で慎重に対応する。

⁷ FVOCI で測定しつつ当期純利益の算定において実効金利法による償却原価を用いるものを含む。

- (4) 基準開発においては、次に従って検討を進める。
- ① IFRS 会計基準の分類及び測定の設定を導入した場合の影響について分析を進めつつ、必要に応じて米国会計基準の設定を参考に検討する。
 - ② 日本基準でこれまで重視してきた考え方や国際的に意見発信してきた内容（例：事業投資と金融投資の区分、リサイクリング、組込デリバティブの区分処理）に照らして、整理を行う。
- (5) フェーズ1で対象とする金融資産に係る適用時期に関しては、減損に関する公開草案が最終化される時期との関係を慎重に検討しつつ、早期適用についても合わせて検討を行う。
- (6) 金融商品と保険契約全般の両会計基準の開発に関するロードマップを策定する。

ディスカッション・ポイント

- ① 金融商品の分類及び測定の見直しに着手するという事務局の提案に同意するか。
- ② 本資料第15項から第25項の基準開発の進め方に関する事務局の分析及び提案について、ご意見等あれば伺いたい。

以上

別紙：金融商品の分類及び測定の見直しを議論する際に考慮する事項として取り扱うとしたもの

1. 金融資産の減損に関する会計基準の開発において、金融商品の分類及び測定の見直しを議論する際に考慮する事項として取り扱うとしたものは、次のとおりである。
 - (1) その他有価証券に分類される債券（貸付金代替性私募債を除く。）の取扱い（第543回企業会計基準委員会等⁸）
 - (2) デリバティブが組み込まれた金融資産の取扱い（第491回企業会計基準委員会等⁹）
 - (3) SPPI要件を満たさない債権／債券及び流動化などの売却を目的として保有する債権の取扱い（第491回企業会計基準委員会等）
 - (4) 敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及びゴルフ会員権（預託保証金）の取扱い（第528回企業会計基準委員会等¹⁰）
 - (5) 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託及び受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる金銭以外の信託の取扱い（第498回企業会計基準委員会等¹¹）
2. 企業会計基準諮問会議より、金融商品の分類及び測定の見直しを議論する際に考慮する事項として取り扱うことが提案されているものは、次のとおりである。
 - (1) 1人私募投信の会計処理の明確化（第506回企業会計基準委員会等¹²）

⁸ 第543回企業会計基準委員会（2025年3月18日開催）、第534回企業会計基準委員会（2024年10月8日開催）、第531回企業会計基準委員会（2024年8月20日開催）、第226回金融商品専門委員会（2024年9月30日開催）及び第223回金融商品専門委員会（2024年8月8日開催）を合わせて「第543回企業会計基準委員会等」という。

⁹ 第491回企業会計基準委員会（2022年11月21日開催）及び第190回金融商品専門委員会（2022年11月2日開催）を合わせて「第491回企業会計基準委員会等」という。

¹⁰ 第528回企業会計基準委員会（2024年6月20日開催）及び第220回金融商品専門委員会（2024年6月12日開催）を合わせて「第528回企業会計基準委員会等」という。

¹¹ 第498回企業会計基準委員会（2023年3月22日開催）、第496回企業会計基準委員会（2023年2月20日開催）、第197回金融商品専門委員会（2023年3月14日開催）及び第195回金融商品専門委員会（2023年2月14日開催）を合わせて「第498回企業会計基準委員会等」という。

¹² 第506回企業会計基準委員会（2023年7月18日開催）及び第48回企業会計基準諮問会議（2023年7月3日開催）を合わせて「第506回企業会計基準委員会等」という。

以 上